別表六の一(二十四)付表の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に、「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に、「おいて租税特別措置法」を「おいて令和２年旧措置法」に改め、同第二号中「が租税特別措置法」を「が令和２年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号及び次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に、「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第三号中「租税特別措置法施行令第39条の46の２第７項」を「令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第７項」に改め、同号(一)中「租税特別措置法施行令」を「令和２年旧措置法施行令」に、「計算した租税特別措置法」を「計算した令和２年旧措置法」に改め、同号(二)中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の一(二十五)の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」に、「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に、「おいて租税特別措置法」を「おいて令和２年旧措置法」に改め、同第二号中「は、」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一(二十五)付表の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に、「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に、「おいて租税特別措置法」を「おいて令和２年旧措置法」に改め、同第二号中「が租税特別措置法」を「が令和２年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号及び次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に、「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第三号中「租税特別措置法施行令第39条の46の２第21項」を「令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第21項」に改め、同号(一)中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号(二)中「租税特別措置法施行令」を「令和２年旧措置法施行令」に、「計算した租税特別措置法」を「計算した令和２年旧措置法」に改める。

別表六の一(二十六)の表中「措法第68条の15の６第１項の規定の適用を受ける場合」を「旧措法第68条の15の６第１項の規定の適用を受ける場合」に、「措法第68条の15の６第２項の規定の適用を受ける場合」を「旧措法第68条の15の６第２項の規定の適用を受ける場合」に改め、同表の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に、「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に、「おいて租税特別措置法」を「おいて令和２年旧措置法」に、「同法」を「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「」及び「」という。)」を加え、同第二号中「は、」の次に「令和２年改正法第15条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一(二十七)の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一(二十七)付表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の」を加え、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の一(二十九)の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第４号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「(租税特別措置法」を「(令和２年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第三号中「租税特別措置法施行令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第四号中「租税特別措置法第68条の15の７第３項」を「令和２年旧措置法第68条の15の７第３項」に改める。

別表六の一(二十九)付表の表中「措法第68条の15の７第４項から第６項までの該当項」を「旧措法第68条の15の７第４項から第６項までの該当項」に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第三号(一)及び(二)中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の一(三十)の記載要領第一号中「震災特例法第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、」を加え、「」又は」を「)、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第３号において「令和２年旧震災特例法」という。）第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、同第三号中「震災特例法」を「令和２年旧震災特例法」に改め、「適用される」の次に「令和２年改正法第16条の規定による改正前の」を加える。